

年金積立金管理運用独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当については、役員給与規程第10条第3項の規定に基づいて、業績評価の結果等により増減することができることとしている。平成24年度の特別手当については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う平成23年度業績評価の結果等を勘案のうえ、支給した。

退職手当については、手当額算出の際に厚生労働省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じることで、業績を反映させることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

○俸給月額の引下げを実施(1,049千円 → 1,044千円)

※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月の賞与で調整

○平成24年4月～平成26年3月の間、本俸等の減額を以下のとおり実施

① 本俸月額 ▲9.77%

② 調整手当 減額後の俸給月額により算出

③ 特別手当 ▲9.77%

理事

法人の長に同じ
(ただし、俸給月額の引下げは次のとおり：855千円 → 851千円)

監事

法人の長に同じ
(ただし、俸給月額の引下げは次のとおり：724千円 → 720千円)

監事(非常勤)

法人の長に同じ
(ただし、俸給月額の引下げは次のとおり：221千円 → 220千円)
(調整手当及び特別手当は支給されない)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 17,145	千円 11,304	千円 4,359	千円 1,356 (調整手当) 125 (通勤手当)			※
A理事	千円 6,186	千円 4,031	千円 1,656	千円 484 (調整手当) 14 (通勤手当)		24.9.9	◇
B理事	千円 7,728	千円 5,145	千円 1,897	千円 617 (調整手当) 69 (通勤手当)	24.9.11		◇
A監事	千円 11,916	千円 7,796	千円 3,006	千円 936 (調整手当) 178 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,382	千円 2,382	千円 0	千円 0 (調整手当) 0 (通勤手当)			

注1:「調整手当」とは、民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

注3:単位未満は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

一般管理費については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。
また、業務経費については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。
上記を踏まえ、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定については、国家公務員の給与制度を参考としつつ、社会一般の情勢等を考慮して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- (1) 職員の業務への取組みや業務の成果などを評価する実績評価により、奨励手当に反映させる。
- (2) 職員の業務遂行能力を評価する能力評価により、昇給、昇格、人事配置等に活用する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
特別手当 (奨励手当)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合(職員給与規程第21条第7項)により計算した額とし、人事評価結果に伴い差を設けることとしている。
本俸	能力評価を行い、その結果により昇給幅に差を設けることとした。また昇格、人事配置等を行う際の参考として用いることとしている。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

○平成24年5月(4月分については、6月賞与で調整)から、

・俸給月額の引下げを実施(平均▲0.23%)

※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月及び12月の賞与で調整

○平成24年5月～平成26年3月の間、

・本俸等の減額を以下のとおり実施

なお、平成24年4月分は、6月期の賞与で調整

① 本俸月額	5等級(国の7級以上相当)	▲9.77%
	2等級～4等級(国の3級～6級相当)	▲7.77%
	1等級(国の1～2級相当)	▲4.77%

② 役職手当 一律▲10%

③ 期末手当及び奨励手当 一律▲9.77%

④ 本俸月額に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)については、減額後の本俸月額等の月額により算出

※ 継続雇用職員(再任用相当職員)については、これに準じた支給減額率を適用し、実施した。

(役員について)

○平成24年4月から、

・俸給月額の引下げを実施(平均▲0.50%)

※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月の賞与で調整

○平成24年4月～平成26年3月の間、

・本俸等の減額を以下のとおり実施

① 本俸月額 ▲9.77%

② 調整手当 減額後の俸給月額により算出

③ 特別手当 ▲9.77%

2 職員給与の支給状況

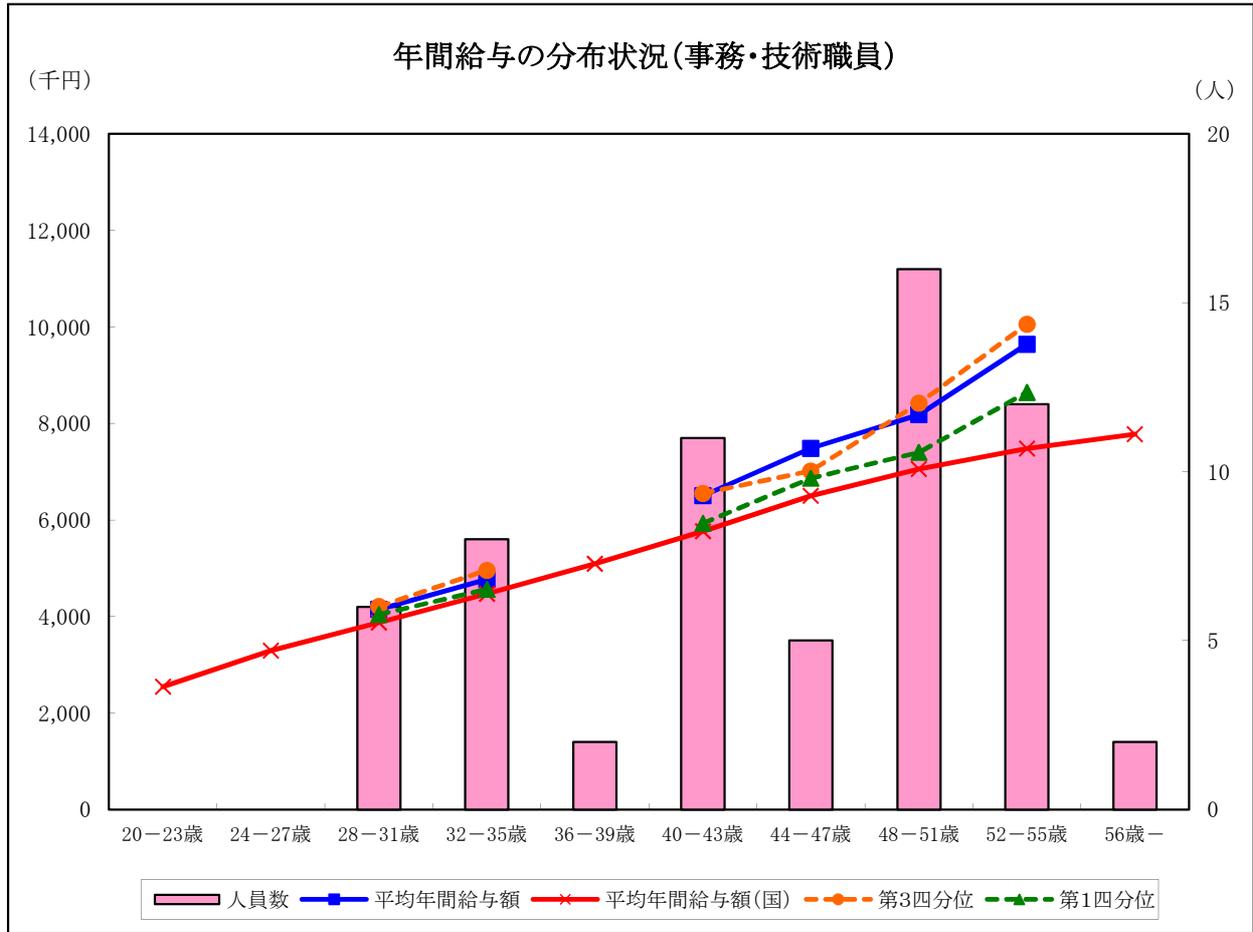
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	61	44.5	7,424	5,649	193	1,775
事務・技術	61	44.5	7,424	5,649	193	1,775

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
任期付職員	1	—	—	—	—	—
事務・技術	1	—	—	—	—	—

- ・ 常勤職員については、任期付職員を除いている。
- ・ 研究職種、医療職種及び教育職種については該当者がいないため、省略した。
- ・ 在外職員、再任用職員及び非常勤職員については、該当者がいないため省略した。
- ・ 任期付職員については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[任期付職員を含む。以下⑤まで同じ。]



注1：36-39歳層、56歳層については、該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年間給与額は表示していない。また、年齢区分の人員が4人以下である場合は四分位の値が求められないため、第1・第3四分位は表示していない。

注2：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況であり、以下、⑤まで同じとなっている。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	7	51.5	9,403	9,593	10,054
・本部主事	32	39.6	4,657	5,693	6,415

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

【常勤職員】

区分	計	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
標準的な職位		部長	課長	課長代理	主事	課員
人員	人 61	人 6	人 7	人 15	人 32	人 1
(割合)		(9.8%)	(11.5%)	(24.6%)	(52.5%)	(1.6%)
年齢(最高～最低)		歳 56～49	歳 54～47	歳 54～41	歳 51～29	歳 —
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 8,731 ～ 7,186	千円 7,745 ～ 5,922	千円 6,711 ～ 4,944	千円 5,657 ～ 3,040	千円 —
年間給与額 (最高～最低)		千円 11,970 ～ 9,653	千円 10,235 ～ 7,756	千円 8,786 ～ 6,551	千円 7,470 ～ 4,039	千円 —

注：1等級については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

【任期付職員】

区分	計	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
標準的な職位		部長	課長	課長代理	主事	課員
人員	人 1	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —
(割合)		(100.0%)				
年齢(最高～最低)		歳 —	歳 —	歳 —	歳 —	歳 —
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
年間給与額 (最高～最低)		千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注：任期付職員については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	55.9%	62.2%	59.3%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	44.1%	37.8%	40.7%
	最高～最低	52.8～36.7%	44.8～31.9%	47.5～34.4%
一般職員	一律支給分 (期末相当)	62.9%	66.7%	64.9%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	37.1%	33.3%	35.1%
	最高～最低	39.3～35.1%	35.5～31.5%	37.1～33.5%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

117.4

対他法人(事務・技術職員)

110.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出している。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 117.4	
	参考	地域・学歴勘案 97.7
		地域勘案 101.5
	学歴勘案 113.0	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当法人は、</p> <p>①職員の勤務地が全員東京都特別区の勤務となっていること(国家公務員は相当数の職員が地方勤務)</p> <p>②職員の大卒者の割合(90.2%)が、国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の大卒者の占める割合(53.4%)よりも高いこと(「平成24年国家公務員給与等実態調査」)から、国家公務員の給与水準(年額)より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、97.7ポイントと国家公務員を下回っているところである。</p> <p>【主務大臣の検証結果】</p> <p>地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。</p>	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】	
	当法人は国からの交付金はゼロであり、国からの財政支出はない。	
講ずる措置	【累積欠損額について(平成23年度決算)】	
	該当なし。	
	<p>当法人においては、国の給与制度に準じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化とあわせて本俸表を9等級から5等級制に集約化したこと ・勤務実績を給与へ反映させるため国家公務員と同様に号俸を細分化したこと ・職務職責を端的に反映するため役職手当を定額化したこと <p>等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、対国家公務員指数(地域・学歴勘案)は97.7ポイントとなっており、国家公務員水準を下回っている。平成25年度の対国家公務員指数(推計)については、概ね120ポイント、地域・学歴勘案で概ね100ポイントとなるものと見込まれる。今後も、上記改正の適正な運用を行っていくとともに、国家公務員の給与見直しに基づく給与水準の適正化を図ることにより、平成25年度以降の地域・学歴勘案での対国家公務員指数については、概ね100ポイントとすることを目標とする。</p> <p>なお、当法人が行う年金積立金の管理運用業務においては、運用機関出身者等の資質の高い人材が求められることから、国家公務員の給与水準に留意しつつ、民間金融機関等の給与水準を踏まえた処遇への配慮を要するところである。</p>	

【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】

給与、報酬等支給総額は589,643千円であり、一般管理費及び業務経費の総額23,960,781千円に対する割合は2.5%である。

【管理職の割合及び改善の取組状況】

国の15.7%(平成24年国家公務員給与等実態調査(行政職(一)6級以上))に対し、当法人は21.3%(法人給与実態調査)となっている。

業務上の必要性により管理職を配置しているところであるが、限られた人員の中で今後とも組織体制の合理化、業務の効率化を検討していく。

【比較対象職員の状況】

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の61人及び任期付職員の1人 計62人
62人の平均年齢 44.8歳、平均年間給与額 7,487千円

